

関西大学体育会バスケットボール部千陵会会則

第1章 総 則

第1条 当会は、関西大学体育会バスケットボール部千陵会と称する。

第2条 当会は、母校関西大学バスケットボール部の現役強化並びに千陵会の隆盛をはかり、会員相互の親睦を深め、現役学生活動、社会活動に寄与することをもって、その目的とする。

第3条 当会は、その目的を達するために、次の事項を行う。

- 1 会員相互活動（千陵会総会、法要行事、他大学・関連団体との連携・交流）
- 2 現役支援活動（現役体制創りへの提言・指導、現役活動行事の支援・応援、リクルーティング活動の支援、現役との定期懇談会）
- 3 母校支援活動（大学執行部との交流、大学認可団体との交流）
- 4 社会活動（バスケットボール教室等の開催、地域のミニバスケットボール活動に対する支援）
- 5 その他当会の目的を達するために必要な事項（現役強化委員会へのサポート、現役通信等の情報発信、会員名簿の発行）

第2章 会 員

第4条 会員は、次の資格を有するものとする。

- 1 関西大学体育会バスケットボール部の卒業生である者
- 2 上記1項に準ずる者（バスケットボール部に在籍した者）
- 3 関西大学体育会バスケットボール部に携わり功績があった者
- 4 役員会の承認を得た者

第5条 会員は、次の諸費を会費として納めなければならない。

- 1 会員年会費 10,000-（卒業後10年間は5,000）
- 2 行事参加費
- 3 特別事案・事項に対する寄付金
- 4 嵐山供養塔基金 10,000-（卒業時）

第3章 役員

第6条 当会は、次の役員を置く。

- 1 名誉会長：1名
- 2 会長：1名
- 3 副会長：若干名
- 4 監査：若干名
- 5 幹事長：1名
- 6 副幹事長：若干名
- 7 年代幹事：各年代層（数年）より1名～2名選出
- 8 現役強化委員会

- ・総務委員会（千陵会運営統括、年間行事等の編成運営、各種イベントの企画・実施）
- ・広報委員会（千陵会情報の発信、現役情報の発信、ホームページの管理運営、通信書物の作成発信並びに報道）
- ・財務委員会（OB会費の徴収、財源の確保、会計決算の確立、年度予算の作成）
- ・渉外委員会（学連・関係諸団体・他大学連携活動、母校支援活動、スカウトサポート、就職活動サポート）

第7条 会長は、総会において選出される。

副会長は、会長の推薦により選出し会員に報告するものとする。

第8条 監査、幹事長、副幹事長、年代幹事、現役強化委員会は、会長及び副会長が協議の上会長が委嘱する。

第9条 会長は、会務を統括し、総会又は役員会を招集して議長となる。副会長は、会長を補佐し会長に支障あるときは、これを代理する。

第10条 監査、幹事長、副幹事長、年代幹事、現役強化委員会は、当会運営を円滑にするため会員相互の連絡に当たるものとする。

第11条 役員は、役員会を組織し当会の運営に当たる。

第12条 役員の任期は、2ヵ年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 総会

第13条 定時総会は、毎年これを開催する。

第14条 次の事項は定時総会に提出し、その承認を受けなければならない。

1 事業報告並びに事業計画

2 前年度収支決算

第15条 総会の決議は、出席会員の過半数でこれを定める。可否同数のときは議長がこれを決する

第5章 会 計

第16条 当会の経費は、年会費、その他収入をもってこれに充当する。

第17条 当会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日を持って終わる。

第6章 変更及び解散・退会

第18条 本会則は、総会において出席者3分の2以上の同意が無ければ変更することができない。

第19条 当会の解散は、役員会の決議により総会に提案し、出席者3分の2以上の表決をもってこれを決する。

残余資産の処分その他必要な事項は、総会において定める。

第20条 当会の会員が、会費の滞納また会員として不適当と思われる場合は役員会の決議により退会させることができる。

附 則 この会則は、平成28年4月1日から施行する。